

始良市衛生協会ごみステーション用金属製ボックス等購入助成金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、家庭から排出されるごみの飛散防止及び鳥獣によるごみの散乱防止策として、耐久性のある金属製のボックス等（以下「金属製ボックス等」という。）を購入する自治会又は地区公民館（以下「自治会等」という。）に対し、予算の範囲内において購入費用の一部を助成することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象)

第2条 ごみの飛散防止及び鳥獣によるごみの散乱防止ができる形状であり、市販された金属製ボックス等を購入した自治会等に対し、始良市衛生協会ごみステーション用金属製ボックス等購入助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

(助成金の額及び限度額)

第3条 助成金の額は、購入した金額（消費税を含む。）の2分の1以内とし、5万円を限度額とする。ただし、助成金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請及び助成金請求)

第4条 助成金の交付を受けようとする自治会等（以下「申請者」という。）は、ごみステーション用金属製ボックス等購入助成金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、金属製ボックス等を購入した日から1か月以内に始良市衛生協会会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。

2 会長は前項の申請書を審査のうえ助成金の交付を決定したときは、ごみステーション用金属製ボックス等購入助成金交付決定及び確定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

3 会長は、前項の審査の結果により助成金を交付することが不相当と認めるときは、ごみステーション用金属製ボックス等購入助成金却下通知書（様式第3号）で申請者に通知する。

(助成金の交付取消及び返還)

第5条 会長は、虚偽の申請その他不正な手段により助成金を受けたと認められるときは、助成金を返還させることができる。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、平成25年6月1日から施行し、平成25年度分の助成金から適用する。（経過措置）

2 この要綱は、令和元年10月29日から適用する。

3 この要綱は、令和2年6月11日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

4 第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年4月1日からこの告示が施行された日前までの間に購入した場合にあっては、平成25年6月30日までに申請しなければならない。